

以下に、戦後の岩手高等学校学則、石桜会規約、生徒作法要項、生徒心得をかかげる。

岩手高等学校学則

第一章 目的、経営

第一条 本校は、岩手中学校の義務教育に統一、大学への進学課程として高等普通教育

を施し、平和的、文化社会の形成者として自主独立の気風の下、理想と信念と実行力ある人物を養成することを目的とする。

第二条 本校は、学校法人岩手縦学会が経営する。

第二章 修業年限、学年、学期、式日、休業日

第三条 本校の修業年限は、三年とする。

第四条 学年は四月一日に始まり、翌年三月三十日で終る。

学年を次の二期に分ける。

前期 四月一日より九月三十日まで

後期 十月一日より三月三十一日まで

第五条 式日は次の通りとする。

一、入学式

二、開校記念式

三、卒業式

第六条 休業日は次の通りとする。

一、日曜日

二、国民の祝日

三、夏期休業 七月二十一日から八月二十日まで

四、冬期休業 十二月二十五日から一月二十日まで

五、春期休業 三月十六日から四月七日まで

第六章 教育課程、授業日数、卒業科課程を次の通り定める。

第七条 本校は全日制普通科のみを置き、教科課程を次の通り定める。

第八条 授業は一年三十五週を基準とする。

第九条 単位の合格に関する細則は別に定め

第十条 校長は第三学年の終りまでに、八十

五単位以上を履修合格した者に対し卒業証書を授与する。

第四章 生徒定員、職員組織

第十一條 本校の生徒定員は、男子千五十名とする。

第十二条 本校は校長一名、並びに「高等学校設置基準」による数の教諭及び事務職員をおく。

第十三条 中学校を卒業した者及び同等以上の学力があると認められる者を第一学年の

事務職員は事務に従事する。

第十五条 入学、在学、転学、休学、退学に関する規定は、別に定める。

第十六条 岩手中学校の卒業生で、その中学校長から推薦された者は、入学選抜考査を行なわなければ入学を許可される。

第十七条 生徒定員に欠員があるときは、編入検査の結果と志願者の学歴とに応じて適当の学年に編入を許可することがある。

第十八条 願により一旦退学した者が、退学した時から二年以内に再入学を願い出た時は第十九条 入学を許可された者は、所定の期間内に次の手続をしなければならない。

一、保証人二名連署をもって、本校所定の誓約書を提出すること。

但し、保証人二名の中、一名は親権を行う者又はこれに準ずる者、他の一名は、学校所在地より四km以内に居住し、独立の生計を営む成年者であること。

二、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書。上記二項の手続を了しない者は、入学許

可を取消すことがある。

第十九条 本校生徒は「岩手高等学校生徒心得」に従わなければならない。

第二十条 在学中、身分に異動があるときは、その都度直ちに届け出なければならない。

第二十一条 本校生徒は「岩手高等学校生徒心得」に従わなければならない。

第二十二条 本校生徒にして、学術優秀、品行方正、身体強健なる者には銓衡の上その学期間の授業料に相当する奨学金を授与する。

第二十三条 生徒に校則又はその本分に違反する行為があつたとき校長はこれを懲戒する。懲戒の種類は、謹慎、停学及び退学処分とする。

第二十四条 生徒が、疾病その他の事由によつて三ヶ月以上出席しがたいときは、保証入連署を以て期間を定め休学願を提出することができる、その場合医師の診断書又は詳細な事由書を添えなければならない。

第二十五条 生徒が、疾病その他の事由によつて三ヶ月以上出席常ならざる者。

第二十六条 入学を許可された者は指定の期日までに所定の入学料及び授業料（所定の月分）を納入しなければならない。

第二十七条 所定の授業料の納期は次の通りとする。

一、四月分は四月十五日まで。

二、他の月分は、その前月末日までに。

但し年始始めの入学者は前条による。

第二十八条 欠席、停学等のため授業料を免除することはない。

第二十九条 証明書類の発行及び再交付、教材の領取、追加検査の実施等の費用を徴収することができる。

第三十条 一旦納入した前記の諸費は事情のいかんにか、わらばこれを返却しない。

第三十一条 前記の諸費を所定の期日までに納入しない者は、出校を停止又は除籍の处分をうけることがある。

第七章 賞罰、賠償

第三十二条 本校生徒にして、学術優秀、品行方正、身体強健なる者には銓衡の上その学期間の授業料に相当する奨学金を授与する。

第三十三条 生徒に校則又はその本分に違反する行為があつたとき校長はこれを懲戒する。懲戒の種類は、謹慎、停学及び退学処分とする。

第二十二条 生徒が、転学を希望するときは、保証人連署の転学願に詳細な事由書を添えて提出しなければならない。

その場合校長が正当な理由があると認めたとき限り許可する。

第二十三条 生徒が、疾病その他の事由によつて三ヶ月以上出席しがたいときは、保証入連署を以て期間を定め休学願を提出することができる、その場合医師の診断書又は詳細な事由書を添えなければならない。

第二十四条 生徒が、疾病その他の事由によつて三ヶ月以上出席常ならざる者。

第二十五条 次の各項の一に該当する者は除籍する。

一、前条の論旨後、一ヶ月以上に及ぶも未だ退学願を提出しない者。

二、授業料等の納入金滞納が一ヶ月以上に亘る者。

三、休学期間を過ぎ一ヶ月を経過しても出席しない者。

四、学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者。

五、その他費用

第二十五条 入学を志願する者は所定の入学選抜考査料を納入しなければならない。

第二十六条 入学を許可された者は指定の期日までに所定の入学料及び授業料（所定の月分）を納入しなければならない。

第二十七条 所定の授業料の納期は次の通りとする。

一、四月分は四月十五日まで。

二、他の月分は、その前月末日までに。

但し年始始めの入学者は前条による。

第二十八条 欠席、停学等のため授業料を免除することはない。

第二十九条 証明書類の発行及び再交付、教材の領取、追加検査の実施等の費用を徴収することができる。

第三十条 一旦納入した前記の諸費は事情のいかんにか、わらばこれを返却しない。

第三十一条 前記の諸費を所定の期日までに納入しない者は、出校を停止又は除籍の処分をうけることがある。

第七章 賞罰、賠償

第三十二条 本校生徒にして、学術優秀、品行方正、身体強健なる者には銓衡の上その学期間の授業料に相当する奨学金を授与する。

第三十三条 生徒に校則又はその本分に違反する行為があつたとき校長はこれを懲戒する。懲戒の種類は、謹慎、停学及び退学処分とする。

第三十四条 次の各項の一に該当する者は、

一、性行不良で改悛の見込がないと認められる者。

二、学力劣等で成業の見込がないと認められる者。

三、正当の理由なく、引続き一ヶ月以上欠席した者、又は出席常ならざる者。

四、学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者。

五、その他必要に応じて表彰することがある。

第三十五条 生徒に校則又はその本分に違反する行為があつたとき校長はこれを懲戒する。懲戒の種類は、謹慎、停学及び退学処分とする。

第三十六条 校舎、校具等を故意に破損又は遺棄した者は、その損害を賠償しなければならない。

第三十七条 通学上の宿所を必要とする者のために、寮舎を置き次の者を入舎させる。

一、本校附近に宿泊すべき適当な親族のない者。

二、特に入舎を希望する者。

第三十八条 入舎の際は、所定の誓約書を提出し退舎の時は、その事由を詳記した保証人連署の退舎願を提出しなければならない。

第三十九条 不都合の行為ある者に対する退舎を命ずることがある。

第四十条 寮舎に関する細則は、別に定める。

第九章 生徒会

第三十九条 不都合の行為ある者に対する退舎を命ずることがある。

第四十条 寮舎に関する細則は、別に定める。

める。

第十章 補 則

第四十二条 本則は昭和二十六年三月十五日から施行する。

石桜会規約（旧）

第一章 総 則

第一条 岩手中学・高等学校の生徒会は石桜会と稱する。

第二条 本会は会員の親睦と健全なる自生活の促進を計り学校生活の経験を通じて将来の公民となる素質を養うことを目的とする。

第三条 本会は右の目的を達成するため左の事項を行う。

一、委員会及び部の設置。

二、ホーム・ルームに関する事項。

三、その他目的達成のために必要な事項。

第二章 会員及び指導員

第四条 本会の会員は本校の生徒とする。

第五条 本会の指導員は顧問及指導係とし、総務委員会及び各常任委員会の意見を参考とし職員会議に計り学校長が之を任命する。

第三章 役員

第六条 本会に左の役員を置く。

会長 一名 高校三年生とする。

副会長 三名 高校三年、高校二年、中学三年各々一名宛とする。

書記 四名 高校、中学各々二名宛とする。

会計 四名 高校、中学各々二名宛とする。

第七条 会長は会を代表し会務を總理する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之に代る。

書記は会長、副会長を補佐し事務を処理する。

各ホーム・ルームより二名宛選出された代議員の互選による。

会計は会計事務に当たり予算の立案、決算の作成を行う。

第八条 役員は左の方法により選出される。各ホーム・ルームより二名宛選出された代議員の互選による。

第九条 役員の任期は、一ヶ年とする。但し

再任を妨げない。役員の兼任は認めない。

役員に欠員を生じた時は直に補充しその任期は前任者の残任期間とする。役員は会員の三分の一以上の署名による解職請求あるときは解職選挙を行い三分の二以上の賛成投票によって自動的に解職される。

第四章 総務委員会及び常任委員会

第十一条 本会は執行機関として総務委員会を設ける。

第十二条 総務委員会は委員及び部の設置、その他の重要な事務を行う場合は総会の承認を要とする。

第十三条 本会は目的達成のため各部門にわたる企画実行機関として生活、学習、出版、文化、体育の五つの常任委員会を設ける。

第十四条 本会の各委員会は各ホーム・ルームより一名宛選ばれた委員を以つて構成し、文化、体育の各委員会は各部より二名宛選出された委員を以て構成する。但し各部より選出される委員は高校一名、中学一名とする。

第十五条 常任委員会は各委員会の委員の互選により左の役員を置く。

委員長 高校一名 副委員長 高校、中学各一名

任期及び他の事項は第九条を準用する。

第五章 会 議

第十六条 総会は学期毎に開かれ総務委員会は毎月一回開かれる。但し必要に応じては臨時に総会及び総務委員会を開く事が出来る。

第十七条 会議は定員の三分の二以上の出席を以て成立し、決議は出席数の過半数の賛成によって決せられる。

第六章 会 計

第一条 石桜会総会、委員会及び部会並に学級集会その他の会合をなす場合はあらかじめ関係職員を経て校長に届出でなければならぬ。（書式第七号）

第二条 校内の会合においては主催者は次の事項に留意しなければならない。

一、予め会の内容を学校に報告し当該関係職員の指導を受けること。

二、会費は顧問と相談の上決めること。

三、会計報告は一週間以内にすること。

四、会合は関係職員の指定する時刻をこえ

始り翌年三月三十日に終る。

第二十条 予算の編成は予算委員会が行う。

予算委員会は各常任委員会の役員と総務委員会の役員からなる。但し各部より一名宛の承認を得なければならない。学校長は学校の福祉につき直接的に責任を持つから先にのべた生徒の権限はすべて学校長より委員とする。

第二十二条 石桜会のあらゆる活動は学校長の承認を得なければならない。学校長は学校の規約改正の要求ある場合、会長は之を総会に計り全会員の三分の二以上の賛成投票を以つて改正する。

第二十三条 本会則は昭和二十四年十一月七日より之を施行する。

第七章 補 則

第十四条 授業その他の場合呼名された時は明快に返事をし授業中における発言はすべて立つてすること。

第十五条 授業中、倦怠傲慢の態度及び脇見雑談をしないこと。

第十六条 食事は規定の時間に所定の場所においてすること。

第十七条 道路歩行中は対面交通を守り学生としての品位を保つこと。

第十八条 自転車使用、乗物の乗降りは公衆の道德を重んじ他人に危険または迷惑をかけないように注意すること。

第十九条 遠足、旅行等において休憩の際は幸福な個人たらしめることが目的とするが本校は特に次の条項を生徒作法要項として定めする。

第一条 敬礼は敬愛を旨とすべきである。

第二条 校内外を問わざ師長に会つたときは敬礼する、校外においては校友相互に会釈する。

第三条 授業及び集合の前後に会釈を行ふ。

第四条 校内において来賓に対しても会釈を

行う。

第五条 頭髪は長髪にせず常に服装、態度等を正しくと、のえて粗暴になつたり憚弱に流れたりすることのないようになる。

第六条 身体は常に清潔にして衣服、履物その他身辺の物品は整頓に注意すること。

第七条 他人の室に入ろうとするとき、和室の場合は先ずその許可を受け、洋室の場合

は先ず軽く扉を叩いて応答をまつこと。

第八条 外出の際にはあらかじめ行先用件帰宅の時刻等を告げて父母長上の許しを受け

帰宅の際には父母長上にその挨拶をする。

第九条 訪問時間は早朝深夜または食事時間等を避け長座をつづむこと。

第十条 師長と応対する時は正しく相対し明快に談話し且つ相当の敬語を用いること。

第十二条 落書、陳見、立聞及び私語をしないこと。

第十三条 校舎内は静かに歩き土足は厳禁する

こと。

第十四条 師長と応対する時は正しく相対し明快に返事をし授業中における発言はすべ

て立つてすること。

第十五条 授業中、倦怠傲慢の態度及び脇見雑談をしないこと。

第十六条 食事は規定の時間に所定の場所においてすること。

第十七条 遠足、旅行等において休憩の際は

生徒心得

(昭和二十五年四月一日制定)
(昭和三十三年四月一日改正)

第一章 一般の心得

第一条 民主的生活の要素である権利と自由との実践は、定められた規則を守ることであることを知らなければならない。

第二条 学習は自学自習を旨として計画的に行い真実の知識と思考とが生活経験の上に表われるようにならなければならない。

第三条 所定の服装をすること。

第四条 始業十分前に登校し登校と下校には必ず正門より出入すること。

第五条 登校中は外出することはできない。止むを得ず外出する者は学級担任の許可を受けること。

第六条 学校の掲示及び伝達に注意し学校への届書及び提出物はその期限を厳守すること。

第七条 書籍その他所有品には必ず学年、組、氏名を明記すること。

第八条 校舎、その他の建物、器具、植樹等すべての公共物は丁重に取扱い校舎内外の清潔、整頓に留意すること。

第九条 飲酒、喫煙は厳禁する、又ダンスホール、麻雀屋、撞球場、特殊飲食店、喫茶店には立ち入らないこと。

第十条 書籍、劇、映画等は選択の上観賞すること。

第十二条 休業中は集会規定による。

第十三条 休業中に校舎に出入する時は当直員に届出すること。

第十四条 居所又はその附近に伝染病患者が発生した時はすみやかに学校に届けること。

第十五条 学校又はその附近に火災その他非常のことがある際には登校し教職員の指揮を受けること。

第二章 講堂及び教室
第十六条 講堂においては特に静粛を旨とすること。

第十七条 教室においては積極的に学習し行儀正しくすること。

第十八条 授業開始の合図により直ちに教室に入り授業を受ける準備をすること。

資料

第十九条 教室は常に清潔を保ち備付品を整頓すること。

第二十条 教室は毎日放課後掃除を行い学級担任の検査を受けること。

第二十一条 昼食後の休憩時間中はなるべく屋外に出ること。

第二十二条 ストーブには供給された燃料以外のものはたかないこと。

第二十三条 ストーブ使用中は特に火気に注意し常に用心水を備えて置くこと。

第二十四条 服装は質素を旨とし端正清潔を保持すること。

第二十五条 帽章及びボタンは所定のものを使用し、中学生は左えりに学年章を、高校生は左えりに所定のバッヂ右えりには学年章を附すこと。(以下略)

第二十六条 病気又はやむを得ない事故のため欠席しようとする者はあらかじめ学級担任を経て学校長に届出すること。

第二十七条 欠課、早退しようとする者はあらかじめその事由を学級担任に届出許可を受けること。

第二十八条 病気のため体育を見学しようとするものは始業前あらかじめ当該担任教師に届出許可を受けること。

第二十九条 忌引しようとする者は学級担任を経て学校長に届出すること。(書式第一号)

忌引日数は次の如く定める。

一、父母 七日 二、祖父母、兄弟姉妹、同居家族 三日 三、その他の近親者 一日

第三十条 病気又はやむを得ない事故により授業日数九十日以上欠席しようとするものは学級担任を経て学校長に休学を願出ることができる。(以下略)

第三十一条 休学期間は当該学年間に限る。

その次学年度にわたるものはさらには手続をすること。

第三十二条 休学期間中事故止み、出席しようとすると者は学校長に事故止み届を提出すること。

第三十三条 転学又は退学しようとするものはその事由を具し学級担任を経て学校長に願い出ること。(書式第一号)

第五章 週番

第三十四条 各級に正副一名ずつの週番生徒を置く。

第三十五条 週番生徒の服務は通常月曜日始業十分前に始り翌月曜日始業十分前に終るものとする。(以下略)

第三十六条 週番生徒の任務を次の如く定める。

一、週番生徒は学級担任と緊密に連絡してその指導を受け自治協調親和に努め校規の実行を督励し敬礼及び教室の清潔整頓並びに換気、学級日誌の記載等の任務に服する。

二、正週番は教室内の動静に注意し生徒の出欠を明らかにし授業の準備及び授業後整理をなし事故発生すれば速やかに任に連絡する。

三、他の月分は前月末まで。

第四章 授業料

第四十五条 授業料は欠席、停学のために之を免除することがない。

第五十六条 授業料は滞納十五日を越える時は親権者もしくは保証人に通知の上、登校を停止しその後尚十五日以内に学籍を除かれる。

第五十七条 授業料は滞納十五日を越える時は親権者もしくは保証人に通知の上、登校を停止しその後尚十五日以内に学籍を除かれる。

第五十八条 考査に際しては公正を旨とする。

第五十九条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十一条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十二条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十三条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十四条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十五条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十六条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十七条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十八条 考査に際しては公正を旨とする。

第六十九条 考査に際しては公正を旨とする。

第四十六条 保証人死亡のときまたは前条に資格を失ったときは直ちに保証人を定め更新約書を提出するものとする。

第四十七条 学校は必要に応じて保証人に出席を求めるが理由なくしてこれに応じない時は生徒の登校を停止することがある。

第四十八条 生徒の戸籍上に変更を生じた時は保証人よりすみやかに届け出ること。

第四十九条 授業料の納期は次の通りとする。

一、四月分は四月十五日まで。

二、三月分は一月三十日まで。

三、他の月分は前月末まで。

第五十条 授業料は欠席、停学のために之を免除することがない。

第五十一条 授業料は滞納十五日を越える時は親権者もしくは保証人に通知の上、登校を停止しその後尚十五日以内に学籍を除かれる。

第五十二条 次の各項の一に該当するものは卒業の際褒賞する。

第五十三条 学術優等、品行方正、身体強健な者には優等生奨学規定により奨学金を授与する。

第五十四条 石桜会に対し功劳顕著な者には石桜会功労章授与規定により功労章を授ける。

第五十五条 前条の外学校長において必要と認めた時は褒賞することがある。

第五十六条 校則に違反し、もしくは生徒としての本分にもとる行為のあるものはこれを懲戒する。

第五十七条 次の各項の一に該当するものは退学させる。

第五十八条 次の各項の一に該当するものは退学させる。

第五十九条 次の各項の一に該当するものは退学させる。

第六十条 次の各項の一に該当するものは退学させる。

第六十一条 次の各項の一に該当するものは退学させる。

第六十二条 次の各項の一に該当するものは退学させる。

第六十三条 次の各項の一に該当するものは退学させる。

第六十四条 保証人は二名とする、内一名は親権を行う者またこれに準ずる者。

該当者がいるときは代ってその責に任する者、他的一名は盛岡市内に定住し一家計を立てている成年者とする。

第四十五条 保証人転居した時は直ちに教室に入り授業を受ける準備をすること。

四、学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反したもの。